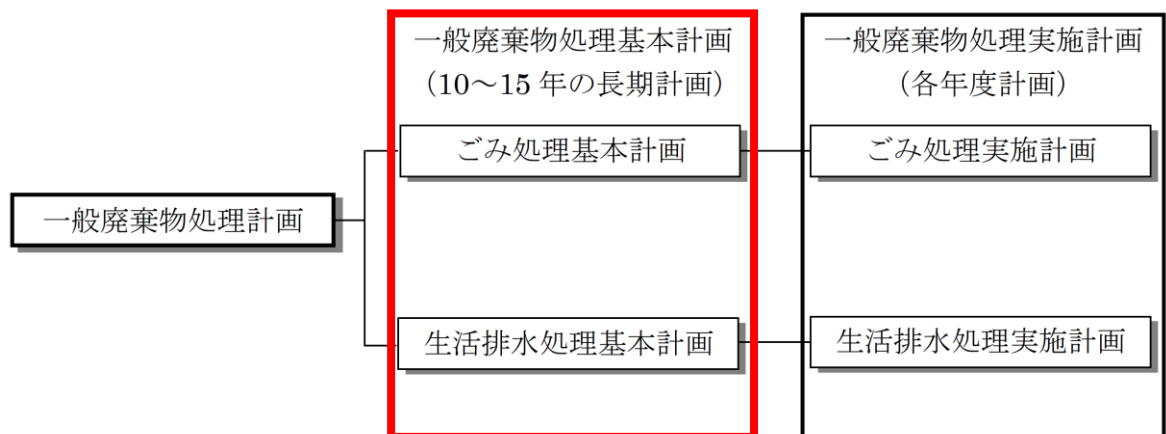


弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」）の概要

(1) 基本計画について

- ・基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となるもの。



- ・当市の基本計画の期間は平成28年度から令和7年度までの10年間。
- ・計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、中間目標年度である令和2年度に、評価と改定を実施済み。

(2) 基本計画の概要

ア 掲載項目

第1章 改定計画の基本的事項

計画改訂の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、広域的取組の推進、計画の進行管理及び施策の推進

第2章 ごみ処理基本計画

ごみ処理体制、計画前期の総括、中間評価と後期に向けた課題、改定計画のごみ処理基本理念と基本方針、改定計画のごみ処理基本目標、基本目標達成に向けた個別施策、ごみ処理施設整備計画

第3章 生活排水処理基本計画

生活排水の排出及び処理の状況、生活排水処理基本計画

イ 基本理念

みんなで創る 持続可能な「循環のまち弘前」

2 基本計画の改定事項

- (1) ごみ処理基本計画、ごみの分別に関する記載事項の変更
 - ・令和7年度からの「有害ごみ」区分の新設に関する記載を追記。
※「有害ごみ」については別添1参照
 - ・「一般ごみ」、「容器包装」、「古紙類」の分類を廃止。
- (2) 生活排水処理基本計画、施設整備計画の事業費見込みを変更
合併処理浄化槽整備に係る内容を最新の数値に修正するもの。
- (3) 改定事項の新旧対照表…別添2のとおり